

# 能代市住宅リフォーム支援事業Q&A

## 申請窓口について

### Q 1 補助申請書の提出窓口はどこですか？

A 1 市役所新庁舎 2 階・都市整備課 (TEL89-2940) と二ツ井町庁舎建設課 (TEL73-5300) の窓口で申請を受け付けています。

### Q 2 県の補助申請は市の窓口で受付できますか？

A 2 住宅リフォーム推進事業の補助申請については、書類の取り次ぎを市の窓口で行っています。なお、市の補助申請は市の窓口のみでの受付となりますのでご注意ください。

## 補助制度について

### Q 1 市の補助と県の補助を一緒に利用できますか？

A 1 同じリフォーム工事に対して、市と県の補助制度を併用することができます。

### Q 2 市と県で申請者の納税状況に違いがありますか？

A 2 以下のような違いがありますのでご注意ください。

#### \*秋田県住宅リフォーム推進事業

・特に条件はありません。

#### \*能代市住宅リフォーム支援事業

・市民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税に滞納が無いこと。

### Q 3 市と県で施工者の要件に違いはありますか？

A 3 以下のような違いがありますのでご注意ください。

#### \*秋田県住宅リフォーム推進事業

県内に本店を有する建設業者等が施工するものであること。

#### \*能代市住宅リフォーム支援事業

下記のいずれかの施工であること。

- ① 市内に主たる営業所を有している法人。
- ② 本市の建設業者等級格付け名簿に登載され、市内等級格付けのある法人。
- ③ 本市の住民登録を有する個人。

### Q 4 介護のための住宅改修など、他の補助と一緒に利用できますか？

A 4 リフォーム補助と他の補助は一緒に利用できますが、それぞれの補助で行う工事箇所は重複できません。ご注意ください。

## 補助申請について

### Q 1 過去に補助金の交付を受けていますが、再度、申請することは出来ますか？

A 1 補助金の申請は、一般制度、多世代同居、多子世帯、空き家の各々の上限額(20万円)まで複数回の利用が可能です。ただし、申請は同一年度内に1回限りです。

**Q 2 補助金の交付申請はいつまでに行えば良いですか？**

A 2 申請は、工事着手前に行ってください。

**Q 3 工事はいつから着手できますか？**

A 3 補助申請後、市から送付する交付決定通知が届いてから着手してください。  
交付決定までに要する期間は、補助申請から概ね2週間です。

**Q 4 リフォーム補助の制度を知らずに工事をしてしまいましたが、補助金を受けることはできるでしょうか？**

A 4 補助対象工事に限られますが、契約書などにより、年度内の施工が明らかである場合は、リフォーム補助の対象とすることができます。ただし、リフォーム前の写真なども必要となりますので担当までご相談ください。

**Q 5 工事が終わっていて、着手前の写真を撮り忘れたのですがどうすればよいでしょうか？**

A 5 工事着手前の写真がない場合は、申請者の氏名及び住宅の所在地が記されている出荷証明書や購入した資材がわかるレシート等を準備していただきます。

**Q 6 申請後に追加工事や工事内容に変更が生じた場合はどうすればよいでしょうか？**

A 6 追加工事や工事内容に変更があった場合は、実績報告書を提出する際に変更後の契約書の写し・見積書の写し・施工前後の写真を提出してください。また、下請業者の追加があった場合は、下請負届に加え、元請業者と下請業者の契約書の写しも必要となります。

**Q 7 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？**

A 7 契約書を分ける必要はありませんが、対象部分と対象外部分ができる内訳明細書を添付してください。

## 補助対象者について

**Q 1 リフォーム工事の施工者を申請者とすることはできるのでしょうか？**

A 1 施工者が補助金の申請手続きをすることは差し支えありませんが、補助金の申請者になることはできません。申請者とは、原則、リフォーム工事を行う住宅にお住まいで、能代市の住民であることや市税の滞納がないことなどの要件を満たしている方となります。

**Q 2 出稼ぎで留守の場合は、リフォーム補助の対象となりますか？**

A 2 冬期間などに限った出稼ぎであれば、リフォーム補助の対象となりますが、通年や長期間にわたる場合は、実際の生活状況により判断することになりますので、事前にお問い合わせください。

**Q 3 多世代同居や多子世帯に該当するときの申請者はどのようになりますか？**

A 3 多世代同居や多子世帯に該当する場合、18歳未満(4月1日現在)の子を扶養している方が申請者となります。

**Q 4 多世代同居や多子世帯において、別居扶養も認められますか？**

**A 4** 同居を原則としていますが、例外として高校生等の場合は対象になります。生徒手帳の写し、在学証明書及び戸籍謄本を添付していただきます。

**Q 5 子供を妊娠中ですが、多世代同居・多子世帯の対象となりますか？**

**A 5** 対象になります。母子手帳の写しを添付していただきます。なお、完了実績報告時までには生まれていない場合は、再度母子手帳の写しを提出していただきます。

**Q 6 市外居住者が工事完了後に市内に転居する場合、申請することは出来ますか？**

**A 6** 補助対象者には市内に転居を予定している方も含みます。その場合、補助申請時に申請住戸に転居予定である旨を申し出てください。なお、完了実績報告書提出時には、転居後の住所となっている必要があります。

**補助対象住宅について**

**Q 1 アパートや貸家の増改築、リフォーム工事は対象となりますか？**

**A 1** 賃貸のアパートや貸家はリフォーム補助の対象になりません。ただし、アパートなどの一部を所有者が日常居住する住宅としている場合は、その居住部分が対象となります。

**Q 2 別荘の増改築、リフォーム工事は対象となりますか？**

**A 2** 別荘は対象になりません。日常居住している住宅が対象となります。

**Q 3 新築や全面改築の場合、リフォーム事業の対象とならないのでしょうか？**

**A 3** 新築や全面改築の場合はリフォーム補助の対象になりません。なお、1年以上経過後にリフォームを行う場合は対象になります。

**Q 4 農業用と住宅用として併用している物置は、補助対象となりますか？**

**A 4** 住宅用として使用している部分が補助対象になります。

**Q 5 併用住宅の場合は補助対象となりますか？**

**A 5** 市のリフォーム補助は、面積にかかわらず住宅として使用している部分が補助対象となります。また、県のリフォーム補助は住宅として使用している部分の面積が全体の2分の1以上でなければ対象になりません。ご注意ください。(確認のため、平面図や立面図の提出をお願いします。)

**Q 6 空き家を譲り受けたのですが、リフォームして移住する場合、空き家制度の対象となりますか？**

**A 6** 空き家制度は譲与による取得ではなく、売買で取得していることが条件となっているため、対象になりません。なお、リフォーム補助の一般制度は活用することができます。

**Q 7 購入した住宅は、前の所有者が市のリフォーム補助金でリフォームしていました。今回、リフォームする場合は補助対象となりますか？**

**A 7** 補助対象になります。住宅の売買契約書の写しや建物不動産登記簿謄本(全部事項証明書(写し可))を提出していただきます。また、市外から転居の場合、現在居住している市区町村において、税金の滞納が無いことを証明できる書類も必要となります。

**Q 8 隣接している住宅と渡り廊下でつながっており、以前にリフォーム申請をして満額(20万円)を受理しました。今回はもう一棟の家のリフォーム申請をしたいと思いますが、対象となりますか？**

**A 8** 渡り廊下により住宅がつながっているのであれば、1つの建物として扱うため、補助対象になりません。また、敷地については、同一敷地であっても、別敷地であっても、1つの建物として扱います。

**Q 9 二世帯住宅は補助対象になりますか？**

**A 9** 建物内部で親世帯、子世帯間での行き来ができるものは補助対象になります。

**Q 10 中古住宅を購入してリフォームする場合、補助対象になりますか？**

**A 10** 補助対象になります。なお、前年の10月1日以降に空き家の所有権を取得(登記をした場合に限る。)し、移住する場合には、「空き家」のリフォームに該当します。

#### 対象施工者について

**Q 1 工事の施工者が個人の大工さんでも補助対象となりますか？**

**A 1** 市内にお住まいの大工さんが施工する場合は補助対象になります。

**Q 2 元請けの施工者は、市内に主たる営業所を有する法人ですが、市外業者が下請けとして施工した場合、補助の対象となりますか？**

**A 2** 市外業者が下請けとして施工する工事費については、補助対象になりません。

**Q 3 建設業登録のない業者の施工も補助の対象となりますか？**

**A 3** 建設業の許可を必要としない範囲内の工事であれば補助対象になります。

※下記に該当する場合は、建設業の許可は必要ありません。

- ・ 建築一式工事で請負契約が 1,500 万円未満の工事または延面積 150 m<sup>2</sup>未満の木造住宅工事
- ・ 建築一式工事以外の工事で請負契約が 500 万円未満の工事

#### 補助対象工事について

**Q 1 リフォーム補助の対象となる工事はどのような工事ですか？**

**A 1** 末尾の対象工事一覧をご覧ください。ご不明な点は担当までお問い合わせください。

**Q 2 既製品(アルミ製等)の玄関風除室やサンルームなどの設置は補助対象となりますか？**

**A 2** 補助対象になります。

**Q 3 ホームセンターなどで販売されている鋼板製の物置やアルミ製のカーポートの設置は補助対象となりますか？**

**A 3** 基礎や土間などの工事が伴う場合は補助対象になります。

**Q 4 蓄熱暖房機やIHヒーターの新規設置や取替えは、補助対象となりますか？**

**A 4** 機器の購入だけでは補助対象になりません。設置及び取替えのための配線工事等を伴う場合は補助対象になります。

**Q 5 200Vで使用するIHヒーターやエアコンを新たに設置する場合は補助対象となりますか？**

**A 5** 設置のための配線工事等を伴う場合は補助対象になります。

**Q 6 IHヒーターや食器洗浄機が組み込まれているシステムキッチンが補助対象となりますか？**

**A 6** 補助対象になります。

**Q 7 造園等の外構工事は補助対象となりますか？**

**A 7** 補助対象になります。

**Q 8 住宅用の車庫・物置は、別敷地でも補助対象となりますか？**

**A 8** 別敷地でも、補助対象になりますが、極端に離れている場合は、事前にお問い合わせください。なお、その土地の所有を確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

**Q 9 給湯設備機器の設置も補助対象となっていますが、瞬間湯沸かし器も補助対象となりますか？**

**A 9** 設置のための配管工事等を伴う場合は補助対象になります。

**Q 10 工事契約が複数ある場合、どのようにしたらよいですか？**

**A 10** 複数工事それぞれが補助対象工事の場合は合算することができます。

**Q 11 さく井工事は補助対象となりますか？**

**A 11** 住宅用の井戸の場合は補助対象になります。

**Q 12 宅内の舗装工事は補助対象となりますか？**

**A 12** 補助対象になります。

**Q 13 併用住宅で、全体の屋根の葺き替えを行う場合の補助対象工事費はどうなりますか？**

**A 13** 住宅の利用形態により異なります。あらかじめ、担当までお問い合わせください。

**Q 14 外塀ブロックの解体や、木の伐採は補助対象となりますか？**

**A 14** 解体や伐採後、駐車場等として、アスファルト舗装やコンクリート舗装などの整備を伴う場合は、補助対象になります。土による埋戻しや砕石敷き等で完了する場合は、補助対象になりません。

## 完了確認・支払について

### Q 1 補助金はいつ頃支払われますか？

A 1 工事完了後、完了実績報告書と請求書を提出していただいてから、概ね1カ月以内にお支払いします。

### Q 2 工事代金額を口座振込で支払うため、領収書がありません。完了実績報告書に領収書を添付できない場合は、どのようにしたらよいのですか？

A 2 口座振替等をご利用の方は、振込先及び金額がわかる払い込み取り扱い票控え、ATM振り込み控え、インターネットによる振り込みを証明する書類などを添付することにより、領収書の写しと同様の扱いとします。

## その他

### Q 1 市役所ホームページに載っているパンフレットを自社のホームページに掲載してもよいでしょうか？

A 1 活用していただくことは差し支えありませんが、貴社ホームページに掲載するのではなく、市ホームページへのリンクで対応してください。

## ◆住宅リフォーム等工事 対象工事一覧

※下記の工事は一例です。詳しくは、都市整備課建築係にお問い合わせください。

※介護のための住宅改修やその他の制度を利用した工事箇所は、対象工事から除外されます。

No.	対象	リフォーム等工事の内容(例)
1	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事
4	○	耐震補強・改修工事
5	○	窓・ガラスの取付・交換
6	○	室内の建具等の交換
7	○	外壁、屋根、天井の断熱工事
8	○	手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など
9	○	風呂、台所、トイレ等の水廻り改修工事
10	○	バルコニーや雪止めの設置
11	○	畳の表替え・取替えなど
12	○	車庫・物置の設置及び増改築（住宅と別棟の場合も含む）
13	○	上下水道・浄化槽への接続工事
14	○	造園・門扉、ブロック塀等の外構工事
15	○	住宅用太陽光発電システムの設置
16	○	給湯設備機器の設置
17	○	その他、市長が認める工事
18	○	上げ家または曳き家の工事
19	△	住宅の解体工事（増改築・リフォームが伴えば可）
20	×	家庭用電化製品などの購入
21	×	電話やインターネットの配線工事